

目的

- 1 このマニュアルの目的は、あまりメンタルヘルスに経験がない産業医・産業保健スタッフでも、リワーク指導の流れを理解し、標準的なリワーク支援が行えるようにすることです。
- 2 リワークの手順を、ステップに分けて説明しています。
- 3 ステップ3「復職基本情報確認」で、主治医から情報提供を依頼されるケースがあるかもしれません。ステップ6「復職申請検討」またはステップ7「復職申請」で主治医に状態の照会を行います。

対象患者

精神疾患のために休務し、復職を希望している患者

ステップ

- 主治医・治療スタッフは、ステップ1～7、11に関わります。
産業医・産業保健スタッフは、ステップ3、6～11に関わります。
- 1 復職希望表明
- 2 指導開始
- 3 復職基本情報確認
- 4 基礎体調調整
- 5 リワーク活動
- 6 復職申請検討
- 7 復職申請
- 8 職場調整
- 9 試し出勤または軽減勤務
- 10 復職判定
- 11 復職後フォロー

ステップ1

復職希望表明

患者が復職を希望した時です。

(主治医・治療スタッフ)

①ステップ1資料「復職のプロセスについて」を渡します。

(主治医・治療スタッフ)

②共通資料「職場復帰準備性評価シート」の評価を行いません。

産業医・産業保健スタッフ

このステップには産業医・産業保健スタッフは関与しません。

ステップ2

指導開始

主治医・治療スタッフが、リワークのための指導を開始します。

(主治医・治療スタッフ)

ステップ2資料 活動記録表を渡します。

産業医・産業保健スタッフ

このステップには産業医・産業保健スタッフは関与しません。

ステップ3

復職基本情報確認

復

主治医から問い合わせがありましたら、リワークに関連する基本情報を提供してください。

(主治医・治療スタッフ)

①ステップ3資料「復職に関する基本情報収集シート（本人用）」で情報を収集します。

(主治医・治療スタッフ)

②ステップ3資料「業務情報収集シート（会社用）」を本人の署名を得て、産業医に送付します。

産業医

主治医から求めがあった場合は、主治医資料「業務情報収集シート（会社用）」に従って、リワーク基本情報を提供してください。

リワークマニュアル(産業医・産業保健スタッフ用)

ステップ4 基礎体調調整	基	主治医が、リワークプログラムなど、本格的なリワーク活動に取り組むために、基礎となる体調を整えるよう指導します。
(主治医)		①活動記録表をつけてきているか確認する一つつけてきていなければ、記録を励行するように指示します。
(主治医)		② ステップ4資料「基礎体調調整チェックシート」に従って、本人および家族に指導を行ないます。
(主治医)		③各ステップ共通資料「職場復帰準備性評価シート」の評価を行ないます。
産業医・産業保健スタッフ		このステップには産業医・産業保健スタッフは関与しないことが多いと思いますが、企業によっては、本人の状態確認を行う場合もあります。

ステップ5 ワーク活動	リ	図書館での読み物、リワークプログラムなど、本格的なリハビリテーション活動を行ないます。
(主治医)		①活動記録表を振り返りながら、自分の体調の波をより正確に認識できるように援助してください。
(主治医)		②リワーク活動を始めることを、産業医、産業保健スタッフまたはそれに代わる方に報告するように勧めて下さい。産業医、産業保健スタッフ等にも、フォローを開始していただけるかもしれません。
(主治医)		③ ステップ5資料「リワーク活動を進めましょう」に従って、本人および家族に指導を行なってください。
(主治医)		④ 共通資料「職場復帰準備性評価シート」の評価を行なってください。
産業医・産業保健スタッフ		このステップには産業医・産業保健スタッフが直接関与しないこともありますが、リワーク活動を開始していることを、本人から報告するように勧めています。

ステップ6 職申請検討	復	復職申請を行うかどうか、検討される時期です。
(主治医)		①ステップ6資料「復職申請を控えて」に従って、本人および家族に指導を行ないます。
(主治医)		②各ステップ共通資料「職場復帰準備性評価シート」の評価を行ないます。
産業医・産業保健スタッフ		問い合わせがあったら、復職に関する手続き、企業の体制について説明してください。また、本人の状態を聴取し、「主治医へのご依頼」(主治医照会シート)を渡し、主治医に記載してもらって、復職申請時に提出するように指示してください。

ステップ7 職申請	復	主治医から、復職のための診断書が提出されます。
産業医・産業保健スタッフ		ステップ7資料、「復職申請後のプロセス」を渡してください
		ステップ7資料、「活動記録表」を渡し、状態の報告を求めてください。
		ステップ7資料、「業務情報提シート」に本人の署名を得て、主治医に送付してください。

リワークマニュアル(産業医・産業保健スタッフ用)

ステップ7資料、「主治医照会シート」を渡し、主治医から、より詳しい情報を得てください。

ステップ7資料職場復帰準備性評価シートを用いて、産業医・産業保健スタッフも、同様の項目について評価・確認を行ってください。

主治医の評価と、産業医・産業保健スタッフの評価にずれがある場合は、本人の同意を得て、主治医に確認し、評価のすりあわせを行います。

主治医の評価と、産業医・産業保健スタッフの評価のずれが解消されない場合は、産業医・産業保健スタッフの評価に基づいて、指示を行います。

ステップ7資料、「復職申請後のプロセス」に記載されている、「試し出社」「軽減勤務」の制度があるかどうか、本人に説明してください。

ステップ8 職場調整

職 本人が所属していた元の職場が、試し出社、復職などを受け入れられるか確認します。

産業医

復職は一般に、「元の職場に戻る」ことが原則ですが、「元の職場では本人にストレスが高かった」「休職過程で、元の職場のスタッフに高い負担が発生しており、受け入れが難しい」「元の職場が休職中になくなってしまった」といった場合は、産業医が人事担当などと相談して、試し出社や復職を受け入れられる職場を調整してください。

ステップ9 試し出社または軽減勤務

試 試し出社、軽減勤務の制度がある場合には、このステップが行われません。

産業医

復職前の通勤練習、軽い作業でのからだ慣らしを目的とする「試し出社」の制度がある企業では、試し出社が行なわれることになると思います。試し出社は、一般に、施行期間に上限(例:1~3ヶ月)があり、また、試し出社の期間中に行わせる作業は、段階的に引き上げられることが多いと思います。試し出社期間中、産業医は、職場の上司から情報を収集し、本人への面談を行ない、健康状態の悪化なく、復職時に想定される作業に負荷を引き上げていけるかを確認してください。

産業医

企業によっては、同様の支援を、復職発令後の軽減勤務として行なう場合もあると思います。軽減勤務の、施行期間に上限(例:1~3ヶ月)を設けるかには、企業によって差があります。軽減勤務を段階的に引き上げられるかの判断は、産業医が、職場の上司からの情報収集、本人への面談、主治医のアドバイスなどに基づいて行なってください。

ステップ10 復職判定

復職可か否かについて産業医が判定を行いません。

産業医

復職可の判定の基準は、一般に、1. 症状が生活や作業に大きな影響がない程度に寛解している、2. 復職時に想定される作業を行う能力がある、3. 復職時の作業を行ったときに、すぐに症状が再燃しないと想定される、4. 同僚等への迷惑行為がない、といったものかと思えます。試し出社を施行していれば、かなり高い精度でこれらの判断を行うことができます。

復職可とする場合は、「復職発令の手続き」「復職発令日の見込み」「復職場所」「給与、有給休暇の付与、各種手続きなどの処遇」「期待されている勤務」「再休職になった場合の処遇」について、人事担当者と一緒に、説明を行ってください。

ステップ11 **復職後フォロー**

復職後の健康状態についてフォローを行いません。

主治医、産業医・産業保健 スタッフ

健康状態が悪化した場合、主治医が産業医・産業保健スタッフに情報提供することを本人が嫌がる場合もあります。しかし、健康状態の悪化がある程度以上進めば、遅刻、休み、業務の遅れなどが発生して、いずれ職場にも状態の悪化が分かるようになります。ある程度以上の健康状態の悪化がみられたら、主治医や治療スタッフが本人を説得して、産業医・産業保健スタッフと情報を共有した方が、本人への支援を、主治医と産業医・産業保健スタッフがよりよく協働して行うことができると勧めています。

産業医・産業保健スタッフが状態の悪化を把握した場合は、本人に早期に主治医を受診するように勧め、主治医に職場でみられる状態について情報を提供してください。

体調がよく、症状の再発のおそれがなければ、業務制限や健康管理を順次解除してください。